

自家用電気工作物設置者のみなさま
電気管理技術者のみなさま
保安法人のみなさま

電気工作物による感電等事故防止対策について

平成 2 1 年 6 月
関東東北産業保安監督部
電 力 安 全 課

昨年度、自家用電気工作物設置者から提出のあった電気関係報告規則第3条第2項の規定に基づく電気事故報告によれば、5月から7月末までの3ヶ月間に関東東北産業保安監督部管内における感電・アーク等による死傷事故は18件発生しました。

被災者は電気管理技術者、電気保安従事者及び電気工事作業員等であり、電気設備に係る点検又は工事中での発生が多く見受けられます。また、原因の多くが「作業員の過失」によるものでありました。

これらの事故防止にあたっては

- (1) 作業前の安全性の確認を十分行うこと。
- (2) 作業員自身が電気の危険性を軽視せず、基本に基づき、自らの安全を確保した上で作業を行うこと。

が必要です。

安全確保の基本行動の徹底を図り、電気管理技術者、電気保安従事者及び電気工事作業員の安全確保を図ると共に、受託先の従業員など電気使用者の安全も十分考慮いただき、電気事故防止対策を徹底されるようお願いいたします。

また、8月は経済産業省主唱の電気使用安全月間です。更なる安全への取組をよろしく申し上げます。

<平成21年度電気使用安全月間重点活動テーマ>

- ・あなたのお家はだいじょうぶ？ 日頃から電気安全を心がけましょう。
- ・自家用施設の電気事故は日頃のチェックで防ぎましょう。
- ・地震、雷、風水害などの自然災害にそなえ、日頃から電気の安全に努めましょう。